

地域づくり応援助成事業（外部人材参画型） 助成対象経費について

（１）計上可能金額に上限がある費目

- ・対象経費のうち、「旅費」「設備・備品費」は計上できる額に上限があります
 - 「旅費」…助成対象経費全体の30%以内
 - 「設備・備品費」…助成対象経費全体の50%以内
- ※費用が「設備・備品費」かどうかを判断する際は、単体またはセットでの購入金額が10万円以上するものをひとつの目安としてください。

（２）対象外となる経費の一例

- ・助成団体が主体とならない事業（再分配・助成等）
- ・事業に関係しない費用
- ・事業で専ら使わない費用
- ・従前からの経常的活動経費
- ・用地取得費、施設整備費
- ・団体構成員に対する支払い（謝金・借上料等）
 - ただし、事業者として従事している場合は除きます
- ・汎用性が高いもの（案件ごとに判断）
- ・同一事業・経費に対して、国・県等が充当されているもの

（３）指定管理施設の取り扱い

- ・指定管理対象施設の価値を増加させるための経費は対象外です
- ・施設管理で使用する車両運搬具や器具・備品等は原則として対象外です
 - ただし、次の様な場合には対象として認められる場合があります
 - 指定管理と他の活動を複合的に実施する事業においても使用する場合

（４）個人の所有物等を使用する場合の取り扱い

- ・個人、民間が所有する物件を対象とした事業の取り扱いは、助成金が個人に帰属しないことが前提です。物件所有者と団体との間に、申請締切日において事業の継続が可能と認められる貸借契約（覚書も可）が締結されることが必要です。
 - （事業期間終了後、継続使用が可能であること）